

書評

若林洋夫著『イギリス石炭鉱業の史的分析』

(昭和60年3月 有斐閣)

富沢賢治

(I)

本書は、産業資本確立期の最終段階にあたる1840年代におけるイギリス石炭鉱業の理論的・実証的分析を試みたものである。「石炭の上に浮かんだ島」とも言われるイギリスでは、産業革命期以来、石炭鉱業はつねに大きな経済問題の中心にあり、したがってまた、つねに労働問題の焦点でありつづけてきた。本書が刊行された1985年3月という時点をとりあげても、それは1年間にわたる長期の炭労ストライキが終結したときであった。周知のように、このストライキは「非経済的な炭坑」(uneconomic pits)の閉鎖に反対してたたかわれたものであった。このストライキの期間中、労使双方にとって、また国民全体にとって、最大の論点となったのは、ある炭坑が「経済的」か「非経済的」かということはいかなる基準をもって判定されるかという問題であった。スト終結当時、NUM(全国坑夫組合)の本部があるシェフィールドに滞在していた私は、種々の議論を聞く機会を持ったが、この問題に明確な解答を与えることがいかに困難であるかということをつくづく悟らされた。

ある経済事象が「経済的」か「非経済的」かという判断は、階級的立場によって異なるのは当然であるが、いずれの立場に立つにせよ、その判断は可能なかぎり客観的な事実の科学的な分析にもとづくものでなければならない。その分析はまた、長期にわたる歴史的展望のもとでなされる必要がある。

イギリス石炭鉱業にかんしては、産業技術史、労働運動史、社会政策史などの個別専門分野ではおびただしい量の研究業績が残されている。しかし、産業資本確立期に限定してみるかぎり、石炭鉱業をイギリス国民経済全体の構造的特質の一部として積極的に位置づけようとする本格的な研究は、日本だけではなくイギリス本国においても、意外な

ほど少ない。

このような研究状況を考慮するとき、産業資本確立期におけるイギリス資本主義の構造を明らかにし、そのなかに石炭鉱業を正しく位置づけようとする本書の試みは、高く評価される。

本書全体を通して若林氏が解明しようとした大きな問題は、①イギリス国民経済における石炭鉱業の位置、とりわけ製造業にたいする石炭鉱業の位置と比重の問題、および②石炭鉱業の労働力生産構造の理論的規定と石炭鉱業の労働生産力の段階規定の問題である。

①の問題にたいして若林氏は、石炭鉱業が製造業にたいして「管制高地」としての位置を占めていたとする O. マックドナーの論点を継承して、石炭鉱業がイギリス国民経済全体からみて「管制高地」的位置にあったと結論する。そして、このような視角からしてはじめて、産業資本確立期における炭鉱・鉱山立法の意義と限界が理論的に整合的に把握しうる、と主張する。

②の問題にたいして若林氏は、炭鉱における労働手段体系の構成要因の相互関係を正しく位置づけるためには、労働手段体系を「筋骨体系および脈管体系の統一物」として規定することが肝要だと主張する。そして産業資本確立期における石炭鉱業の労働生産力の段階は、綿業に典型的にみられる機械体系にもとづく「工場」段階ではなく、マニファクチュアから「工場」へ移行する初期段階、すなわち部分的機械装置段階にとどまっていた、と結論する。若林氏によれば、労働過程が基本的に手工的熟練に依存していたがために、労働過程における採炭夫の主体的・能動的役割が存続し、このことが、炭鉱労使関係と炭鉱労働運動に独自の特質を付与したのであり、また、このことと高い賃金コストの存在こそ、炭鉱主が労使関係においてすぐれて対決的であり、同時に、主従法的社会関係に長い間固執した理由である。

(Ⅱ)

本書は、産業資本確立期における石炭鉱業の総括的分析を目的とする第1部と、主要7大炭田の個別的分析、および初期鉱山立法と炭鉱労働運動の分析を目的とする第2部とから構成されている。

第1部は5章からなり、イギリス国民経済における石炭鉱業の地位を解明する第1章

にひきつづき、第2～5章では、石炭鉱業の生産構造が分析されている。

第1章では、第1節において、世界の石炭生産におけるイギリス石炭鉱業の圧倒的優位と、イギリスにおける石炭需要構造が、統計的に明らかにされ、第2節においては、国民所得と鉱工業生産額に占める石炭生産額の比率、および就業人口と鉱工業部門就業者における石炭鉱業の比重を分析することによって、イギリス国民経済における石炭鉱業の地位の解明が試みられている。19世紀中葉のイギリスは「世界の工場」として世界市場に支配的位置を占めていたが、そのイギリス製造業の国際競争力を根底において支えるエネルギー基盤としての地位を石炭鉱業が占めていた、とする石炭鉱業＝「管制高地」論が、第1章においては主として統計的手法によって説明されている。

第2章では石炭鉱業の労働過程が分析されている。ここでは労働過程が、①「準備的労働過程」（試掘、掘鑿作業、開坑作業）、②「基本的労働過程」（採炭と運搬）、③「補助的労働過程」（通気、排水、支保・軌道敷設・充填、選炭など）とに3分類され、それぞれの労働過程における労働と労働手段について詳細な説明がなされ、総じて石炭鉱業の労働過程と労働手段体系の特質が明らかにされている。

第3章では石炭鉱業における労働力編成、管理組織および労使関係が分析されている。ここではつぎの諸点が明らかにされている。①基本的労働過程である採炭・運搬過程を基軸とする等級別労働力編成は、通気番→馬曳運搬夫→運搬夫→採炭夫、という年齢的階梯によって構成されていた。②採炭・運搬過程にかかわる管理の組織形態としては3つの基本類型がみられた。すなわち、監督を頂点とし副坑夫長を末端管理職として、坑夫全体を直接的に雇用し管理する組織形態、採炭夫が補助労働者として運搬夫を雇用する形態、および、採炭請負人が採炭夫と運搬夫を雇用し、炭鉱主から手数料をうけとる形態である。③雇用主は、労働力管理組織が十分に確立していない条件と厳しい労使対抗関係のもとで企業経営をすすめた。労働過程における坑夫の主体的地位が存続していたために、資本による労働力の円滑な指揮・監督・陶冶は困難であった。労使関係は、劣悪な労働環境と労働条件のもとで、「原生的労働関係」の存在を通して、鋭い対抗関係にあった。

第4章では、産業資本確立期における炭鉱資本と鉱区所有者（鉱山地主）との鉱区賃借関係の近代化の度合、すなわち近代的鉱区賃借権の確立の度合の確立が試みられている。第1節では、炭鉱地代にかんする理論的検討がなされたうえで、19世紀中葉における炭鉱地代の3類型（トン当り地代、販売額当り地代、エーカー当り地代）が検討されてい

る。第2節では、①膳本保有や慣習的自由保有などの旧来の保有権から、契約による鉱区賃借権の取得にもとづく炭鉱経営に移行すること、②鉱区リースの契約内容における炭鉱資本の権利義務関係における「資本の優位」の確立、という二つの指標をもって「イギリス石炭鉱業における近代的鉱区賃借権の確立指標」として、このような見地から、鉱区リース契約関係における「資本の優位」の確立の程度が検討されている。

第1部の一つの小括として位置づけられている第5章では、いかなる指標をもって「石炭鉱業における産業革命および産業資本の確立」を規定しようかという理論的問題が検討されたうえで、産業資本確立期における石炭鉱業の資本制的発展段階にかんする若林氏の見解が展開されている。

若林氏は、隅谷三喜男『日本石炭産業分析』を主要な批判対象として、石炭鉱業における産業革命および産業資本の確立を技術主義的ないし生産力主義的に把握する仕方を、一面的にすぎるとして強く批判する。若林氏によれば、「石炭鉱業における産業革命および産業資本の確立」という場合には、少なくとも、「①石炭鉱業における労働生産力（＝技術的・組織的）構造変革の段階的進展の画期を確定することを基底としつつ、そのことと一国全体の産業の労働生産力構造変革および産業構造そのものの段階的変化の画期との関連・位置および限度を見極め、②これらの経済的基礎過程の変革と一定の因果関連をもつ社会的・政治的・法制的改革（ないし変革）の諸指標〔石炭鉱業自身のそれを含む〕との相関を確認し、③一国資本主義の（拡大）再生産軌道定置（＝「産業資本の確立」）との関連で石炭鉱業自身の（拡大）再生産の（見通しの）確立指標を含まなければならぬ」（p.127）。そして、「石炭鉱業のみに即してみれば、①資本主義的生産に独自の労働生産力が市場価値→市場価格＝競争構造の決定に規定的役割を果たし、②世界市場・国内市場を通じて一国の社会的総資本の（拡大）再生産の軌道定置のなかで市場（＝資本蓄積）基盤を確立し、③労働力（坑夫）の自律的再生産の市場機構を確保し、かくして資本＝賃労働関係の（拡大）再生産の見通しを確定し、④それらを担保する社会史・政策立法史（法制史）上の画期的指標が提示される必要がある。しかもそれらが、一国全体の産業革命および産業資本の確立に関する諸指標との関連と整合性のもとで規定されなければならない」（p.127）、とされる。

このような見地から若林氏は、イギリス産業資本確立期から採炭機械化にいたる期間における炭鉱技術史を、第1期（1850年代—80年代半）、第2期（1880年代半—1926年）、第3期（1926年—1930年代後半）という三つの時期に区分し、労働生産力構造変革の画期と指

標の確定を試みている。

以上の考察をふまえて若林氏は、第1部の総括として、イギリス産業資本確立期における石炭鉱業の資本主義的発展の段階的特質をつぎのようにまとめている。

① 生産力段階は、発達したマニュファクチュアから「工場＝機械・装置体系」へ移行する過渡期の初期段階、すなわち「部分的機械装置段階」であった。1870年代半—80年代半がその中期段階、1920年代末が末期段階、1930年代が「工場」段階と規定される。石炭鉱業の生産力が「工場」段階に到達するためには、広義の機械工業と同様に、蒸気力という近代的動力段階から内燃機関・電力という現代的動力段階への移行が不可欠な条件であった。イギリス産業資本確立期における石炭鉱業の労働生産力の構成諸要素とその総体は、一方で、産業革命全体の成果と到達点を、製造業の工場とは別の水準と形態で、それなりに積極的に吸収するとともに、他方で、機械工業が鉱山・炭鉱業の道具・機械製作部門の社会的分業的独立化であるということばかりでなく、まさに石炭供給そのものを通じて、「世界の工場」としてのエネルギー基盤を支えたのである。

② イギリス資本主義の生産力優位への確信を基礎とした石炭鉱業の労働生産力の到達点の対外経済政策上の指標は、従来の石炭輸出禁止的な高率関税の、1831年および34年の段階的緩和を経た、1850年の全廃である。

③ 石炭鉱業がイギリス産業構造のなかで、製造業、なかでも繊維工業につぐ、または比肩すべき重要な位置を占めるに至ったことを表わす社会的指標は、一方では「1842年鉱山・炭坑法」であり、他方では、国内蒸気鉄道網建設の一定程度の進行とともに、全国に散在する7大炭田相互の国内市場における一定程度の成熟を反映する、1842年のグレートブリテン・アイルランド鉱夫連盟の結成である。

④ 以上の諸点を総括すると、イギリス石炭鉱業の資本主義的確立期は1840年代半と規定することができる。

（Ⅲ）

第1部における石炭鉱業の総括的分析を前提として、第2部においては、1840年代初頭における主要7大炭田の生産力段階と賃労働の存在形態の個別的分析（第6章）、および初期鉱山立法と炭鉱労働運動との関係の分析（第7章）がなされている。

第6章では、主要7大炭田の生産力段階と賃労働の特質を分析する前提として、分析

のための理論的基準がまず検討されている。

1840年代初頭における炭鉱の労働生産力の発展段階は、つぎの4類型に大別されている。①初期マニュファクチュア（採炭・運搬両過程の分業的編成未確立で、採炭労働の年齢別＝熟練度別序列を欠き、切羽から坑口までの運搬労働の未分化と人力依存、自然通気・自然排水ないし手動式ポンプ排水・機械装置の動力機構の導入ナン、坑道設計の無計画性・非合理性）。②中期マニュファクチュア（採炭・運搬両過程の分業的編成不完全、坑内運搬未分化、馬力巻揚機、火籠ないしファイア・ランプによる初歩的人工通気法、蒸気力排水機関未導入、坑道設計の計画性なお不完全）。③発達したマニュファクチュアまたは初歩的機械装置段階（採炭・運搬両過程の分業的・熟練度別職階序列のある程度の発展、坑内運搬労働の2分化確立・主要坑道レール敷設、馬力巻揚機または巻揚・排水兼用の蒸気機関、坑底衝風炉の導入、坑道設計の計画性の成立）。④発達したマニュファクチュアから「工場」へ移行する過渡期の初期段階＝部分的機械装置段階（採炭・運搬両過程の年齢別・熟練度別の職階的分業的序列編成の高度な発展、坑内運搬労働の2分化・切羽→坑底間の鍛鉄製レールの敷設、蒸気力巻揚機構および運搬過程のシステム化の進展、蒸気力排水機関、坑底衝風炉の連続運転と複合通気体系の確立、坑道を含む坑全体の計画的設計の確立）。

賃労働の存在形態にかんしては、つぎの諸点が指摘されている。①採炭請負人による採炭夫・運搬夫雇用→採炭夫による運搬夫雇用→炭鉱主による全坑夫の直接的雇用、という炭坑資本による坑夫の直接的指揮・監督の進行序列は、一般的に、労働生産力の技術的組織的側面における継起的発展の4類型の進行順序とほぼ一致する傾向にある。②炭鉱主の賃金支払形態は、石炭量が唯一の客観的かつ現実的な労務・経営管理基準になる職種（採炭夫、運搬夫など）では、出来高＝個数賃金である。③採炭夫が運搬夫を雇用する場合は、採炭夫は炭鉱主から出来高＝請負賃金を受取り、運搬夫に時間賃金を支払い、中間搾取が介在する。④炭鉱主が採炭請負人と契約する場合は、請負人は採炭夫には出来高賃金を、運搬夫には時間賃金を支払う。採炭夫も運搬夫も二重に搾取される。⑤現物給付としてのトラック制度が、大部分の炭田に蔓延していた。トラック制度は、とりわけ採炭請負人によってもっとも広範に導入されていた。

生産力段階と賃労働の特質を解明するための、このような分析視角をもって、第6章では、7大炭田（北東イングランド、ヨークシャー、ミッドランド、ランカシャー、スタッフォードシャー、サウス・ウェールズ、スコットランド）のそれぞれの生産力段階と賃労働の特質が詳細に論述されている。そして、7大炭田の労働生産力の発展段階が、第1類型（初

期マニュファクチュア段階)から第4類型(発達したマニュファクチュアから「工場」へ移行する過渡期の初期段階=部分的機械装置段階)に至るまでの、多様な生産力=経営類型を示していたことが、検出されている。

初期鉱山立法と炭鉱労働運動の分析を目的とする第7章においては、つぎの諸点が明らかにされている。

(1) 19世紀中期における鉱山・炭鉱立法の歴史的位罫。19世紀中期の鉱山・炭鉱立法(1842年鉱山・炭鉱法, 1850年炭鉱検査法, 1855年炭鉱検査法修正法, 1860年鉱山規制・検査法, 1862年炭鉱関係法修正法)は、一方での安全=保安条件の確保, 他方での婦人・児童・年少者の就業や労働時間規制等の労働力保全, という2条の系譜に大別される。19世紀中期に先立つほとんどすべての鉱山・炭鉱関連立法は, 労働者階級のなかでもっとも社会的地位の低い鉱夫にたいして懲罰的・抑圧的性格をもっていた。だが, 19世紀中期の鉱山・炭鉱立法は, 一方での懲罰的・抑圧的政策の継続と, 他方での保安条件確保と労働力保全の初歩的政策の並存的性格を示している。懲罰的・抑圧的性格が払拭され, 労資の社会法的対等化原則の成立とある程度積極的な保安条件確保と労働力保全の政策へと進展していくのは, 1870年代以降である。このような見地からみると, 19世紀中期は, 鉱山・炭鉱にかんする社会政策立法史における一大画期をなし, 労働者抑圧体制から政労資協調体制へと転換していく過渡期と把握される。

(2) 「1842年鉱山・炭坑法」の成立過程。「児童雇用委員会」の成立(1840年), 「児童雇用委員会」の第1次報告書の公表(1842年), アシュリィ法案をめぐる議会内外の動向と議会での審議経過を含めて, 「1842年鉱山・炭坑法」の成立過程が詳細に検討されている。

(3) 「1842年鉱山・炭坑法」の立法史上の意義。「1842年鉱山・炭坑法」はつぎの二重の意味で鉱山・炭坑関連立法史上の一大画期をなす。①それは, 懲罰的・抑圧的性格をもつ従来の鉱山・炭坑関連立法にたいして, 婦女子・児童・年少者保護立法の出発点をなした。繊維工場における児童・年少者労働力保全立法たる「1833年工場法」のつぎに「1842年鉱山・炭坑法」が成立したことは, 石炭鉱業がイギリスの基本的産業を支えるエネルギー基盤としての地位を確立した基幹産業となっていたことの反映である。②「1842年鉱山・炭坑法」は, 「1833年工場法」の成立過程とは異なり, 炭鉱・鉱山労働者の独自の政治的社会的運動を欠いた条件の下で成立した。しかし, 「児童雇用委員会」報告の公表と「1842年鉱山・炭坑法」の成立は, それまでそれぞれの地方的限界内で闘

争し存亡をくり返していた地方坑夫組合を、「近代的労働組合の原型」ともいわれるグレートブリテン・アイルランド鉱夫連盟へと統合させていくうえで、強力な刺激を与えた。

(4) 鉱夫連盟の闘争と「1850年炭鉱検査法」の成立過程が検討され、「1842年鉱山・炭坑法」と「1850年炭鉱検査法」の成立によって、婦人・児童労働保護と保安確保という2条の系譜をもつ鉱山立法が出揃った、と評価されている。

(5) その後の炭鉱労働運動と鉱山立法の画期。第1次大戦以前の全国的炭鉱労働運動と鉱山・炭鉱立法がつぎのように時期区分されている。全国的炭鉱労働運動は、第1期(1842年の鉱夫連盟の結成以降)、第2期(1863年の鉱夫全国連盟の結成以降)、第3期(1889年のグレートブリテン鉱夫連合の結成以降)の3期に区分される。鉱山・炭鉱立法にかんしては、①1842年法から1862年法までの初期段階、②「1872年炭鉱規制法」から「1900年鉱山(児童坑内労働禁止)法」までの中期段階、③「1908年炭鉱規制法」(炭鉱8時間法)と「1912年炭鉱(最低賃金)法」に代表される後期ないし末期段階、の3段階に区分される。初期段階は、労使対決と坑夫抑圧体制下での最低限の婦人・児童保護および保安条件の立法化を示す。中期段階は、政労資協調体制の形成と維持が企図されつつ、一方で初期段階の継承・発展として労働力保全と保安条件確保策の強化が図られつつも、他方で賃金・労働時間などの労使関係の根幹にかかわる直接的規制は、放任原理のもとで慎重に回避された。ところが、後期段階になると、第1次大戦に向かう英独対立激化の状況下で、政労資協調体制の崩壊を回避するために、賃金と労働時間への直接的規制が行なわれるようになった。だが、このような政労資協調体制は、第1次大戦とその後のイギリス資本主義の構造的脆弱性の露呈、とくに1926年全国炭鉱ストとともに崩壊していった。

(IV)

歴史研究としての本書の豊富な内容を十全に紹介することは困難であり、以上の要約は本書の骨組みを示すにすぎない。本書においてはほとんどの章で、まず史実分析のための理論的検討がなされ、ついでそれにもとづいて史実分析がなされるという手堅い手法がとられているが、要約困難なこの史実分析のうちに数多くの貴重な fact-finding と重要な論点とが見い出される。

若林氏はイギリス産業資本確立期における第一次史料を広範囲に渉猟しているが、本書が依拠するもっとも基本的な史料は「児童委員会」(「鉱山および製造所の児童の雇用と状態を調査する国墾下の委員会」)の第1次報告書(1842年)である。

4名のコミッショナーと20名のサブ・コミッショナーからなるこの「児童委員会」(1840年成立)は、13歳未満の児童を調査対象とし、12項目にわたる調査項目(児童の年齢と人数、労働時間、食事、雇用の性格、労働場所の状態、事故、休日、雇用契約と賃金、待遇と世話、身体的状態、道徳的状态、比較的状态)を定め、調査領域を鉱山と製造業に分割した。炭鉱を中心とする鉱山の調査は、サブ・コミッショナーにより1841年に実施され、地域・業種別に報告・証言録・付属資料としてまとめられた。そして、この調査にもとづいてコミッショナー報告が作成された。1842年に公表された『児童雇用委員会・第1次コミッショナー報告書・鉱山篇』は、このコミッショナー報告を報告書本文とし、サブ・コミッショナーの報告、証言録および付属資料を付属文書とするものであった。

この「児童委員会」の第1次報告書は、グレートブリテンとアイルランドの鉱山業の、①鉱石の賦存状態、②生産・労働・技術の諸条件、③児童・年少者・教区徒弟・婦女子の雇用の状態、④鉱山・炭鉱労働者の身体的・道徳的・教育状態、などを、政府機関が初めて明らかにしたものである。この報告書は、鉱山・炭鉱にかんする議会文書の中なかでもっとも広範に読まれ引用された、といわれている。

若林氏は本書(とくに第2, 6, 7章)においてこの報告書を、産業資本確立期におけるイギリス石炭業の分析のためのもっとも重要な第一次史料として、ほぼ全面的に活用している。本書全体におけるこの史料の詳細な分析は、本書の基本的な貢献とみなすことができよう。

若林氏はまた、イギリス本国における最新の研究成果である M. W. Flinn, *The History of British Coal Industry/Vol. 2/1700—1830 The Industrial Revolution*, 1984 (全国石炭庁の委託による包括的なイギリス石炭業史の研究書)の見解を検討するなど、広範囲にわたる内外の基本的参考文献を活用し、氏の見解との異同を論じている。とりわけ隅谷三喜男教授の研究成果にたいしては、高い評価を与えるとともに、「隅谷理論」における炭鉱労働手段体系の脈管体系の諸要素の過小評価、産業資本確立指標としての(筋骨体系的要素である)蒸気力巻揚機関の過大評価、および産業資本確立期におけるイギリス石炭業の労働生産力の独自の段階規定の軽視を、鋭く批判している。これらの点で本書は、fact-finding 面での貢献だけでなく、史実をどのように理解すべきかという理

論面においても重要な問題提起を行なっている。

叙述のスタイルにかんして述べるならば、数多くの図表において重要な内容が簡潔にまとめられており、後学の研究者にとって利用価値が高いものとなっている。ただし、技術史にかんする箇所においては、より多くの図解が必要であったと思われる。

ヨーロッパの1840年代にかんする研究が近年さかんになされているが、本書はその一環をなすものとしても評価されうる。ヨーロッパの多くの国々で1840年代は一つの歴史的転換期として把握されているが、イギリスにおける40年代はいかに把握されるべきであろうか。それは一般的に、産業資本の確立期であると同時に労働運動の一大転換期として把握されている。だが多くの場合、産業資本は製造業によって代表され、労働運動の転換は、40年代のチャーティスト運動から50年代の熟練工中心の新型労働組合運動への転換として理解されている。そして、このような理解においては、歴史転換期におけるエネルギー産業としての石炭鉱業と坑夫労働運動の役割は相対的に軽視されている。本書は、従来の研究において希薄であったこの領域に踏み込んで、研究史上の間隙を埋める作業をしている。

若林氏は、石炭鉱業がイギリス国民経済全体からみて「管制高地」的位置にあったと結論する。また、石炭鉱業における産業革命と産業資本の確立を技術主義的に把握することを批判して、石炭鉱業における産業革命と産業資本の確立は、一国全体の産業の労働生産力構造と産業構造の変化、社会的・政治的・法制的変化、一国資本主義の再生産軌道定置との関連を明確にしたうえで、それらと理論的整合性をもつものとして把握されねばならない、と主張する。この結論を十全に論証し、この主張を十分に展開するという課題は、本書をもってするだけでは果たしえないかもしれない。しかし、理論と実証の総合を目的としている若林氏の意図からするならば、本書全体でこの課題をどの程度果たしたのか、その総括のための一章を本書の最終章として付加して、今後の研究の展望を示してはしかなかったと思う。